

平成 30 年 8 月 15 日

奈良県環境審議会会長 殿

奈良県環境審議会
環境影響評価審査部会長 藤井 智康

京奈和砕石場拡張事業に係る環境影響評価準備書に対する意見について（報告）

平成 30 年 4 月 17 日付環政第 59 号により本審議会に諮問のあった「京奈和砕石場拡張事業」（以下「対象事業」という。）に係る環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）について、本部会において、奈良県環境影響評価技術指針等に沿って審議を行い、結論を得たので下記のとおり報告します。

記

準備書に記載された対象事業の目的および内容は、山本商事株式会社が奈良県御所市大字古瀬 480 番地ほか（以下「対象事業実施区域」という。）において、現在稼働中の採石場を拡張するものである。

対象事業実施区域は森林地域であること、拡張区域が大規模であり、また事業実施期間が長期にわたることを踏まえ、事業者は自然環境及び周辺地域の生活環境への影響に十分に配慮すること。また、必要に応じて関係機関と協議のうえ、以下の点に配慮して環境への負荷をできる限り回避、低減する保全措置を行うことが適当である。

1 大気質について

粉じん等について、施設の稼働等による影響を低減するため、散水計画等の環境保全措置を適切に実施すること。

2 騒音・振動・低周波音について

ア 発破騒音について、発破を使用せずに機械による掘削が可能な理由を評価書に記載すること。また、発破を使用しない区域の分布を評価書に記載すること。

イ 規制基準等がない低周波音の評価について、火薬学会が提唱する参照値を目標値とした根拠を評価書に記載すること。

3 水質について

ア 水の濁りについて、現況値のピーク値濃度のうち最も厳しい値を目標値に設定し、予測結果を再評価すること。また、降雨時に目標値を超過する濃度の濁水が河川に流出しないように対策を実施すること。

イ 水の濁りについて、事業を実施している適切な時期に事後調査を実施すること。

4 動物、植物、生態系について

ア 緑化手法について、表土に含まれる種子を把握するため、種子吹付工の実施前に吹き付ける種子の生育状況の調査を実施すること。

イ 緑化計画に基づいて目的別区域を設定し、その区分け平面図を評価書に記載すること。

ウ 植物のモニタリングについて、環境影響の指標とするため、ため池やその周辺河川で確認されている重要な種の生育状況及び生育環境の変化を確認する事後調査を実施すること。

5 廃棄物等について

販売する再生盛土材について、事業者が設定している基準や品質を示す試験データ等を明らかにし、評価書に記載すること。

6 事業計画について

採取計画について、採取区域外に土砂が流出することがないように掘削し、土砂の流出があった場合には適切な対策を実施すること。